

## 富士市国民健康保険税条例の改正について

令和7年2月3日 保健部国保年金課

## 1 低所得者軽減制度の拡充

## (1) 趣旨

低所得者の負担を軽減するため、世帯の所得が一定基準額以下の場合には、国民健康保険税の応益割（被保険者均等割・世帯別平等割）の7割、5割又は2割を軽減しております。令和6年12月27日の令和7年度税制改正の大綱により、令和7年度から、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げることが示され、軽減対象世帯の拡大が図られます。

## (2) 改正内容

表1 所得基準額の算出方法

軽減区分	改正前	改正後
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	(改正なし)
5割軽減	43万円+29万5,000円×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+30万5,000円×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	43万円+54万5,000円×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+56万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

※ 加入者数は、国民健康保険に加入していない世帯主を含めず、特定同一世帯所得者(後期高齢者医療制度への移行に伴い国保を脱退した人)を含めた人数

※ 給与所得者等とは、給与所得か公的年金所得、あるいはその両方を有する人

表2 具体的な所得基準額(給与所得者等が1人の場合)

被保険者数	7割軽減 改正なし	5割軽減		2割軽減	
		改正前	改正後	改正前	改正後
1人	430千円以下	725千円以下	735千円以下	975千円以下	990千円以下
2人		1,020千円以下	1,040千円以下	1,520千円以下	1,550千円以下
3人		1,315千円以下	1,345千円以下	2,065千円以下	2,110千円以下

## (3) 改正の影響

令和6年度の被保険者の所得をベースに令和7年度の見込世帯数で試算したところ、改正により軽減世帯は162世帯増加する見込みです。

表3 軽減対象世帯数

	7割軽減	5割軽減	2割軽減	合計	割合
改正前	8,569世帯	4,146世帯	3,598世帯	16,313世帯	54.3%
改正後	8,569世帯	4,336世帯	3,570世帯	16,475世帯	54.8%
増減	±0世帯	+190世帯	-28世帯	+162世帯	+0.5%

※ 見込世帯数：30,050世帯

同じく令和6年度の被保険者の所得をもとに改正前後の国民健康保険税軽減額の総額を比較すると、867万円程度の増加が見込まれます。国民健康保険税収入の減少については、国や県からの負担金を加えた、一般会計からの保険基盤安定繰入金で補填されます。

表4 軽減総額の見込 (千円)

	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額	合計
改定前	478,730	196,696	68,596	744,022
改定後	478,730	205,913	68,052	752,695
差引	0	+9,217	-544	+8,673

#### (4) 施行日

施行日は令和7年4月1日を予定しています。地方税法施行令の改正が公布され次第(例年3月末日)、富士市国民健康保険税条例を改正する予定です。

## 2 課税限度額の引上げ(令和8年度)

保険料としての国民健康保険税の性格から、応能原則にも一定の制限を設けることが必要なため、法令により課税限度額が定められています。

令和7年度より国基準額が、基礎課税分は現行の65万円から66万円に、後期高齢者支援金等分は現行の24万円から26万円に引き上げられます。

これに対応するため、令和7年度に国民健康保険運営協議会で審議いたします。

表5 課税限度額の推移

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市	基礎課税分	58万円	61万円	63万円	63万円	65万円	65万円	65万円
	後期高齢者支援金等課税分	19万円	19万円	19万円	19万円	20万円	22万円	24万円
	介護納付金課税分	16万円	16万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円
国	基礎課税分	61万円	63万円	63万円	65万円	65万円	65万円	66万円
	後期高齢者支援金等課税分	19万円	19万円	19万円	20万円	22万円	24万円	26万円
	介護納付金課税分	16万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円

なお、国基準の改正と同時に市の課税限度額を改定することについて、本年度、国民健康保険運営協議会において、「同時改定を是とするとともに、国民健康保険税条例の課税限度額を示す条項を、地方税法施行令の該当条項を直接引用するものに改める手法が妥当である。但し、導入の時期としては、本市の課税限度額が2か年度分同時に引き上げられることのないよう、国基準の改正がない年度に行う等の配慮が必要」との答申を得たことから、これらを踏まえつつ審議を進めてまいります。